

## 別記第12号

### 国立大学法人浜松医科大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施基準

(趣旨)

第1条 国立大学法人浜松医科大学における建設工事等に係る適正な施工体制の確保等については、国立大学法人浜松医科大学会計規則(平成16年規則第15号)及び国立大学法人浜松医科大学契約事務規程(平成16年規程第46号)その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この基準の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 この基準の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(以下「適正化法」という。)及びこれに基づく政令を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第3条 国立大学法人浜松医科大学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第17条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(総務省財務省国土交通省告示第1号 平成13年3月29日。以下「適正化指針」という。)に配慮するものとする。

(適正な施工体制の確保等)

第4条 工事現場における適正な施工体制の確保等に係る本基準の運用においては、工事現場における適正な施工体制の確保等について(文教施設部長通知13文科施第62号平成13年5月31日)の通知を準用するものとする。

(施工体制の点検要領の運用)

第5条 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について(監理室長通知13施企第34号平成14年1月24日)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「点検要領」とあるのは「点検基準」と、「契約担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(工事成績評定要領)

第6条 工事成績評定要領については、工事成績評定要領の改正について(文教施設企画部長通知19文科施第370号 平成20年1月17日)の通知を準用するものとする。ただし、同要領第2による評定対象工事は、原則として1件の請負金額が500万円以上の工事とする。この場合において、同要領中「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学工事請負契約等細則」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(工事成績評定実施基準)

第7条 工事成績評定実施基準については、工事成績評定実施規程の一部改正について(文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知3施企第11号 令和3年8月18日)の規程を準用するものとする。この場合、文部科学

省建設工事における工事成績評定収集・公開システムを利用する。ただし、同基準2(1)による評定対象工事は、原則として請負金額が500万円以上の工事とする。この場合において、同規程中「実施規程」とあるのは「実施基準」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学工事請負契約等細則」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(設計業務成績評定要領)

第8条 設計業務成績評定要領については、設計業務成績評定要領の制定について(文教施設企画部長通知19文科施第369号 平成20年1月17日)の通知を準用するものとする。ただし、同要領第2による評定対象業務は、原則として1件の契約金額が100万円以上の設計業務とする。この場合において、同要領中「設計業務委託契約要項」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学設計業務委託契約要項」と、また「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(設計業務成績評定実施基準)

第9条 設計業務成績評定実施基準については、設計業務成績評定実施規程について(文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知19施企第28号 平成20年1月17日)の規程を準用するものとする。この場合、文部科学省設計成績評定収集・公開システムを利用する。ただし、同基準2(1)による評定対象業務は、原則として契約金額が100万円以上の設計業務とする。この場合において、同規程中「実施規程」とあるのは「実施基準」と、「設計業務委託契約要項」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学設計業務委託契約要項」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

(工事等成績評定評価委員会等の設置)

第10条 工事等成績評定評価委員会の設置については、別に定める。

(施工体制台帳の作成等)

第11条 適正化法に基づき、発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施工体制台帳の整備基準については、「施工体制台帳の作成等について」の改正について(文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知26国文科施第29号 平成27年1月15日)の通知を準用するものとする。

(一括下請負等の禁止)

第12条 国立大学法人浜松医科大学が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(文教施設部長通知13国文科施第2号 平成13年4月13日)及び一括下請負の禁止等について(文教施設企画部長通知28受文科施第340号 平成28年10月28日)の通知を準用するものとする。

(暴力団排除規程の準用)

第13条 国立大学法人浜松医科大学が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、建設業からの暴力団排除の徹底

について（会計課長通知国会第 95 号 昭和 61 年 12 月 18 日）、文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について（文教施設企画・防災部長通知 4 文科施第 527 号 令和 5 年 3 月 15 日）及び「文部科学省発注工事等からの暴力団排除に係る手続について」の一部改正について（文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知 4 施施企第 41 号 令和 5 年 3 月 15 日）の通知を準用するものとする。

（建設産業における生産システムの合理化への配慮）

第 14 条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化指針について（文教施設部長通知国施第 6 号 平成 3 年 3 月 1 日）の通知に配慮するものとする。

（工事監督技術基準及び工事検査技術基準）

第 15 条 工事監督技術基準及び工事検査技術基準については、「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」について（文教施設企画部長通知 22 文科施第 726 号 平成 23 年 3 月 31 日）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「契約担当官等」又は「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」、「官職」とあるのは「役職」と読替えるものとする。

（技術検査要領）

第 16 条 技術検査要領については、技術検査要領の制定について（文教施設企画部長通知 18 文科施第 625 号 平成 19 年 3 月 29 日）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学」と、「工事成績評定要領」とあるのは「第 6 条の規定」と、「会計法第 29 条の 11 第 2 項」とあるのは「国立大学法人浜松医科大学会計規則第 44 条第 2 項」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。

（技術検査要領の運用）

第 17 条 技術審査要領の運用については、技術審査要領の運用について（契約情報室長通知 18 施施企第 67 号 平成 19 年 3 月 29 日）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「支出負担行為担当官」とあるのは「理事(財務担当)」と読替えるものとする。